

相生市立双葉小学校「いじめ防止基本方針」について

いじめの定義

一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法）

いじめの未然防止

- ・豊かな心を育む教育の推進
- ・教職員の資質向上や組織づくり

いじめの早期発見

- ・日々の観察（心の健康観察、生活アンケート）
- ・教職員の連携（児童情報交換の日）
- ・教育相談の充実（sc、sswとの連携）

いじめ早期解決に向けた取組

①発見

担任・教科担任・養護教諭 等

- ・いじめを発見
- ・本人からの訴え（心の健康観察・生活アンケート等）
- ・本人の保護者からの訴え
- ・上記以外からの情報提供

②聞き取り

複数の職員で対応

- ・関係者から丁寧に聞き取る
- ・できるだけ多くの情報を得る
- ・聞き取り内容を明確に定めておく（いつ・どこで・誰が・何を・どのように等）

【聞き取り時の配慮】

- ・安心して話せるよう人や場所に配慮する
- ・関係者の情報を共有し、事実関係を確認する

いじめられている
児童の身の安全を最優先に考える

③報告・共有

報告・共有

学年部教員

報告・共有

生活指導担当教員

報告・共有

校長・教頭（管理職）

記録で報告

招集

④組織対応

双葉小学校「いじめ対応チーム」

報告・情報の整理・共有

指導・対応方針の決定

※メンバー

校長・教頭・生活指導担当・各学年ブロック代表・養護教諭・スクールカウンセラー等

初期組織対応として

- (1)情報の整理と共有
 - ・いじめの態様
 - ・聞き取り状況 等
- (2)対応方針の決定
 - ・被害児童のケア
 - ・関係児童への指導 等

報告・相談

指導・支援

連携・協力

連絡・連携

報告・共通理解

相生市教育委員会

相生警察

相生市教育支援センター

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
弁護士・医師、警察経験者
ひょうごっ子悩み相談

保護者

職員会議

いじめ解消に向けた指導→解消の見届け（3か月以上再発なし）→継続的な見守り